

物品購入契約書(案)

広域紋別病院企業団（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約する。

（総則）

第1条 乙は、別紙の仕様書、見本等（以下「仕様書等」という。）と次に掲げるところにより、物品を甲に売り渡し、甲はこれを買受けるものとする。

- (1) 品名 広域紋別病院救急自動車（転院搬送用）購入
- (2) 数量 一式
- (3) 売買代金 金〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇円）
- (4) 納入場所 広域紋別病院
- (5) 納入期限 令和9年3月31日（水）

2 乙は、仕様書等に明示されていないものがある場合は、甲と協議して処理するものとする。

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、これを徴収する。ただし、広域紋別病院企業団病院事業会計規程第100条第1項に該当する場合は、これを免除する。

（品質等）

第3条 乙が納入する物品のうち、品質、銘柄等が仕様書等に明示されていないときは、標準的な品質以上の新品を使用しなければならない。

（納入及び検査）

第4条 乙は、第1条第1項第4号の納入場所に物品を納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを修補し、又は代品と取り替えなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

4 乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合においては、物品を分納することができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。

5 第2項（前2項において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は、乙の負担とする。

（中間検査等）

第5条 甲は、必要があるときは、中間検査を行い、又は納入計画その他必要と認める事項について乙に報告を求めることができる。

2 第4条第5項の規定は、中間検査に準用する。

（代金の支払）

第6条 甲は、物品の引渡しを受けた後、売買代金を、甲が乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に広域紋別病院企業団企業出納員勤務の場所において支払うものとする。

（危険負担）

第7条 第4条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた物品についての損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 引渡しを受けた物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は、乙に対し相当の期間を定めて履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合が重要でなく、かつ、その修補等に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の規定による履行の追完又は損害賠償の請求は、第4条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた後1年以内にこれを行わなければならない。

(履行遅滞)

第9条 乙は、第1条第1項第5号の完了期限までに業務を完了することができないときは、その理由を付して甲に完了期限の延期を申し出なければならない。

2 前項の申出があった場合において、甲が完了期限の延期を承認したときは、その申出の内容が天災その他不可抗力によるものと甲が認めた場合又は甲の責めに帰すべきものである場合を除き、乙は、その完了期限の翌日から完了の日までの日数（第4条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により代品を完了した場合において、当該代品の完了が完了期限後となる時にあっては、当該合格しない業務の検査に甲が要した日数を除く。）に応じ、当該遅滞に係る業務の請負代金につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）で定める率の割合で計算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。

3 前項の違約金の債務は、甲に支払金の債務があるときは、これと相殺するものとする。

4 甲は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）で定める率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。この場合において、甲が乙に対し口頭又は文書で売買代金を支払う旨の通知をした日の翌日以後の期間は、約定期間に算入しないものとする。

5 甲が、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合は、検査期間満了の日の翌日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、前項の規定を適用するものとする。

(権利又は義務の譲渡等)

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止)

第11条 乙は、物品の納入の全部若しくは大部分又は甲の指定した部分を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告をしなくて、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙若しくはその代理人の責めに帰すべき理由により、乙若しくはその代理人がこの契約の条項に違反した場合又は乙若しくはその代理人がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めた場合

(2) 乙又はその代理人から契約解除の申出があった場合

- (3) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当したとき。

2 第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、売買代金の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

第13条 甲は、物品の納入が完了するまでの間は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

第14条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (2) 乙が独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金（以下「課徴金」という。）の納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (4) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われ、かつ、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合（独占禁止法第49条第7項、第50条第5項若しくは第52条第5項の規定により確定した場合（当該確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）若しくは独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号及び次号において「確定した場合」という。）における当該命令をいう。）において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (6) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは乙に対する命令で確定した場合における当該命令を、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は広域紋別病院企業団病院事業会計規程第112条の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

- (7) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（不正行為に伴う賠償金）

- 第15条 乙は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として売買代金の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号、第3号及び第4号に掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。
- 4 甲は、乙に対する支払金の債務（契約保証金の返還債務を含む。）があるときは、第1項及び第2項の賠償金と相殺することができる。

（費用の負担）

- 第16条 この契約の締結及び物品の納入に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

- 第17条 この契約に関し訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

- 第18条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年 〇月 〇日

甲 住所 北海道紋別市落石町1丁目3番37号

氏名 広域紋別病院企業団
企業長 緑 川 泰

乙 住所

氏名